

## 無償貸与問題、最終決着に議論再開

第1回会合では、エネ庁の論点整理「料金透明化・取引適正化の動向」が提示された。委員等オブザーバーの北海道生協連、全国LPガス協会、柴崎栄一弁護士から提示された資料の説明があった。

### 第1回WGの検討内容

#### ●配管設備はLPガス料金から外す、建物所有者・オーナー等から代金回収を

資源エネルギー庁は、論点として現状の問題について「顧客獲得のためにLPガス事業者間の過当競争に陥り、その勧誘費用がLPガス料金に反映されることで、消費者の不利益に繋がっている」「現行商慣行の見直しと制度改革も含めた議論を行う必要がある」との見方を示し、①消費配管、ガス機器等は基本料金・従量料金

と分離して物件所有者(戸建は居住者・集合はオーナー)が適正な対価を払い、所有権を持つ契約としてはどうか②賃貸集合住宅への導入設備等の投資に対して、LPガス事業者が費用回収する際には入居者のLPガス料金とは別に、オーナーもしくは不動産管理会社と導入設備等の回収・メンテナンス実施等の契約をしてはどうか③建設会社からの配管工事依頼を受けたLPガス事業者は、建設業者に対して適切に代金を請求してはどうかとの方向性を示した。

これらは「配管・設備は省令改正により法的書面から外し、『規制対象外』とする」「但し、これら設備のうち、『賃貸集合住宅』設備投資額はオーナー等からメンテ含む契約を行い回収する」「『戸建』の消費配管は建設時に工事を請負う際、代金を請求することとする」との考えで、いずれもLPガス行政としてはガス料金には何

# 「環境と社会に貢献する」

## 総合エネルギー企業



### 河原実業株式会社

代表取締役会長 河原 勇

代表取締役社長 河原 勇司

本社／〒120-0012 東京都足立区青井 1-13-12 ☎03-3849-4411  
営業所／八潮・越谷・白岡・吉川・深谷・行田・幸手・児玉・浦和・川口・狭山・流山・千葉・野田・船橋・取手・三和・つくば・伊勢崎・高崎・藤岡・小美玉・太田・厚木・八王子・小田原・入間・宇都宮・前橋・市原・神栖 工場／入間 SS／青井・花畑・一ツ家

も乗せず、消費者にガス料金が分かり易い形とするよう規制を見直すということ。また、戸建の訴訟問題に絡み、「消費配管の貸付は競争阻害要因にもなるのではないか。減価償却せず、配管代を乗せるケースは問題があるのでは」との見解も示し、これまでエネ庁が指導してきた貸付配管制度の問題点も指摘した。

但し、戸建訴訟で「付合が基本的な論点となり、敗訴するケース」は増えたが、殆どのエリアでは大きな問題には至っておらず、これら事象は関東エリアか新規参入がある一部の地域に限られている。貸付配管は、分割配管代と見れば機能してきたが、いずれにしても「付合」に適合させ所有者がきちんと代金を払う制度になれば、問題はなくなるということだろう。

### ●配管ただ乗りが問題の本質か

エネ庁の「競争阻害要因となった」という見方は、その通りだとしても「何も払わず配管が自分のものになり」「何も払わずその配管を使って商売ができる状態」を肯定する方が「一般的な考え方ではない」との見方の方が多い。また、「賃

貸集合住宅問題」は行政の指導やガス事業者のお願いに対してもオーナー等がこれまでも従う者は多くは無かった。焦点を当てる必要があるだろう。本紙では、このことが問題の本質の一つだと考える。

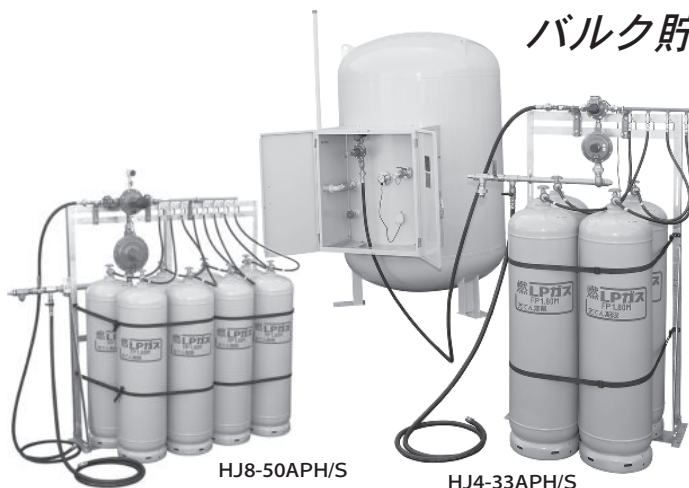
北海道生協の川原氏は「改正する規制と運用で実効性が確保できること」を強調。これまでの関係業界の行為、昨今の不動産業者の賃貸物件での優先的地位を利用したチラシ勧誘などを問題視する。LPガス事業者等との検討会を持つ川原氏は、あらゆる関係者の協力により、取引の全てが見える化できるまでの“議論と実行の徹底”を訴える。

全L協では、多くの事業者を抱える中で一つの方向性を見出すことは未だ難しいようだ。賃貸は“大手問題”というが、その大手自身がオーナー等に頭が上がらない状況であること、公取委も優先的地位での摘発をこれまで1件もしていないことから、果たしてどうか。「戸建訴訟は一部のローカル問題だ」との声もあり、統一の見解は困難な状況に見える。

**フジコ**

## バルク貯槽用交換補助ユニット

バルク貯槽20年問題解決の切り札！



貯槽側優先消費で  
貯槽内のガスを使い切る

容器圧力 0.1MPa 未満の  
「その他容器」化が可能

組立・分解簡単！運搬容易！

**富士工器株式会社**

【本社】  
名古屋市中区新栄2丁目9番11号  
TEL.052-261-3251 FAX.052-261-3255

【支店】  
北海道支店 TEL.011-860-5171代  
東北支店 TEL.022-294-1330代  
関東支店 TEL.03-3334-1681代  
中部支店 TEL.052-678-3171代  
中四国支店 TEL.082-870-4500代  
九州支店 TEL.092-831-1381代

【営業所】  
北関東営業所 TEL.028-678-2926代  
東関東営業所 TEL.043-483-1961代  
松本営業所 TEL.0263-40-4366代  
静岡営業所 TEL.054-237-7002代  
金沢営業所 TEL.076-244-0009代  
大阪営業所 TEL.06-6380-5650代  
鹿児島営業所 TEL.099-250-1132代

## 「無償貸与」という商慣行とその問題について

### 【無償貸与の経緯】

- 「無償貸与」は、かつてLPガス事業者が賃貸集合住宅へのガス供給契約獲得のための営業として、賃貸集合住宅のオーナーにガス給湯機やガスコンロを無償提供したことが始まり。
- その後、エアコン、インターホン、Wifi機器、防犯カメラといった**様々な製品もLPガス事業者が費用負担**し、後日、LPガスの料金で入居者から回収されるという商慣行に変化。
- また、近年は、オーナーや建設業者からの無償貸与の要求を断るとLPガス供給を受注できなくなる事例や、資金力のある大手LPガス会社から、積極的に無償貸与をオーナーや建設業者に提供し、営業攻勢をかけている事例もある。

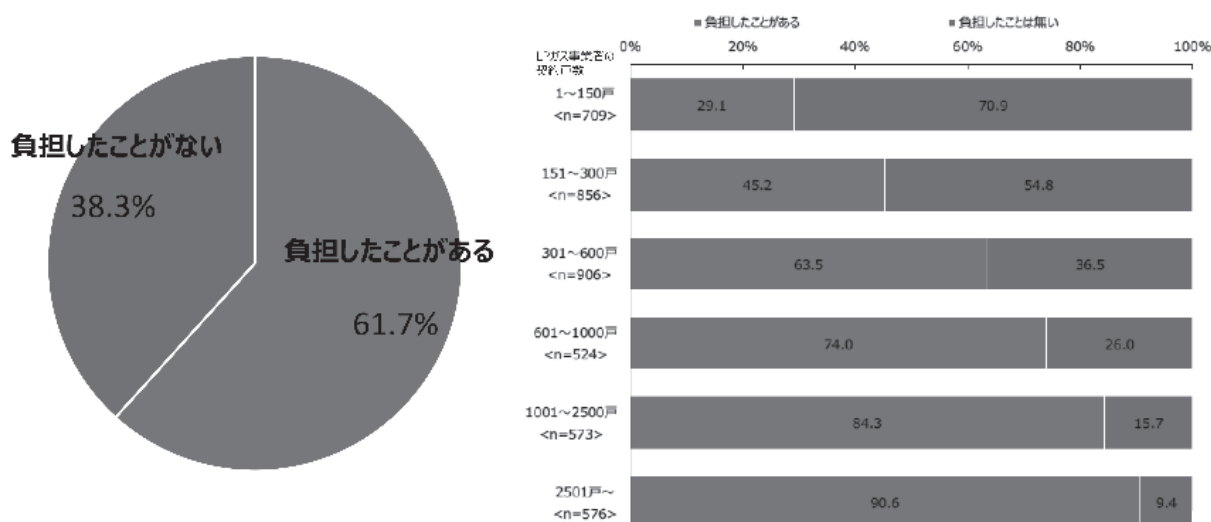
### 【無償貸与が及ぼす影響】

- ① 多くの製品を費用負担した場合、その物件の料金が高騰。賃貸集合住宅の消費者は、入居してからLPガス料金を知るのでも、料金に不満があっても、受け入れるしかないという状況。**消費者に選択の機会が事実上無い。**
- ② 様々な製品の費用負担ができないLPガス事業者は、オーナーから契約を断られるという圧力がかかるようになった。**料金ではなく、無償貸与の大きさに賃貸集合住宅の契約が決まり、それが消費者の利益につながらないという歪みが発生している。**

## LPガス事業者の賃貸集合住宅への無償貸与の状況

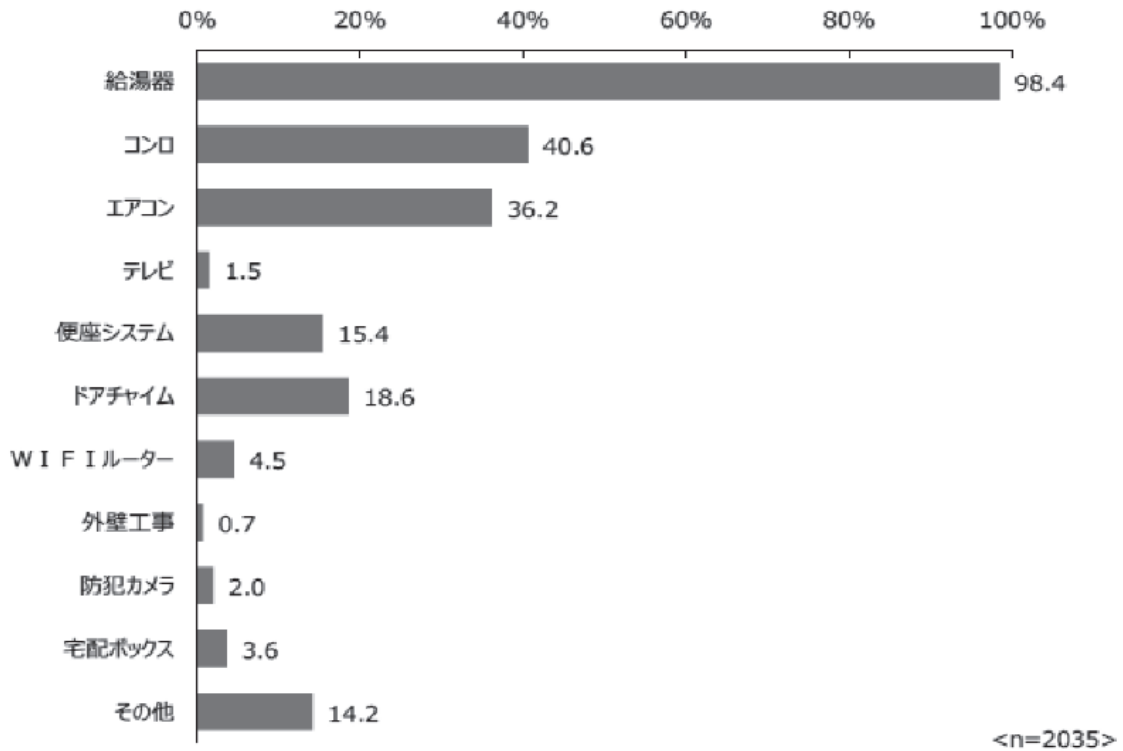
- LPガス事業者の約半数が、賃貸集合住宅のオーナーからの要求に応じて機器の無償貸与をしている。
- 無償貸与は、LPガス事業者の事業規模に比例して行なわれている。

### 賃貸集合住宅のオーナー（建物管理会社を含む）からの要求に応じて機器の負担をしたことがあるか



(出典) 令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

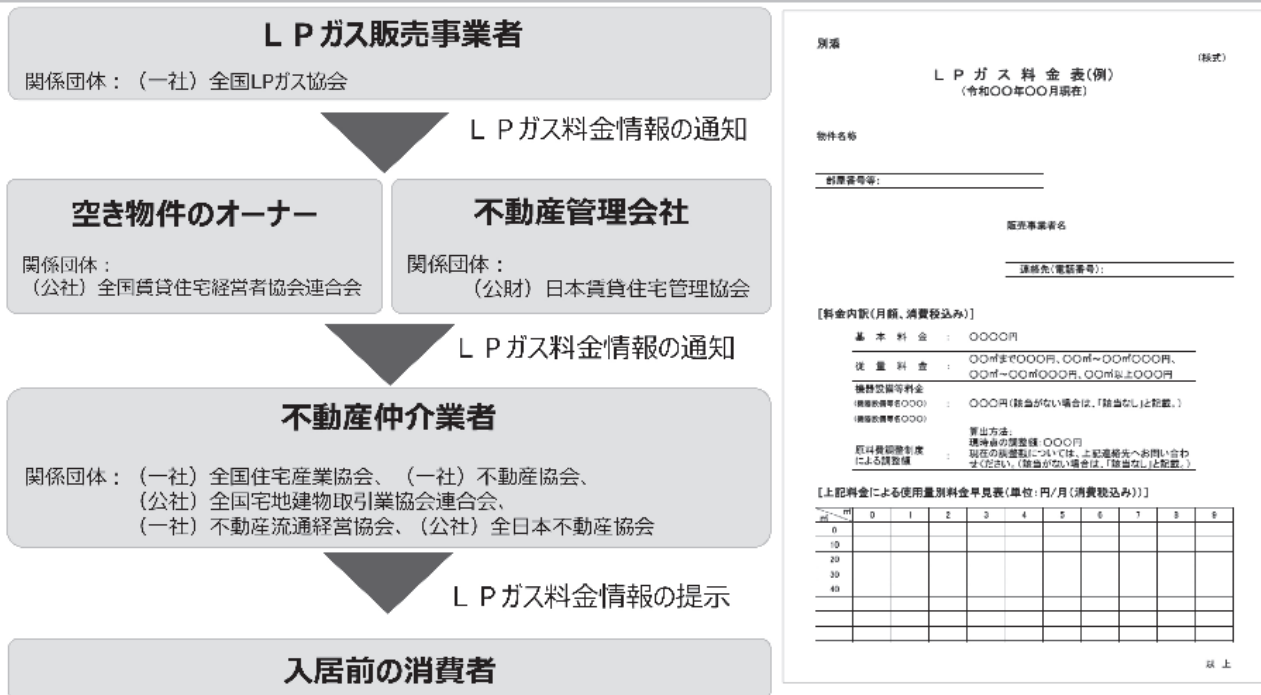
## 【参考】賃貸集合住宅に無償貸与したことがある設備・機器の状況



(出典) 令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

## 賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

- 入居してからLPガス料金を知るようになる消費者は、事実上、選択の機会が無く、消費者保護の観点から問題がある実態になっている。
- このため、賃貸集合住宅の空き物件にかかるLPガス料金の情報を関係業界の連携により、入居前の消費者に提示することを要請。(令和3年6月1日に経済産業省、国土交通省から関係業界に協力依頼)



## 「貸付配管（無償配管）」という商慣行とその問題について（1）

### 【貸付配管の経緯】

- 一軒家の建築の際に、工務店・建設業者が提携しているLPガス事業者に屋内配管工事をさせる商慣行。配管工事費は住宅建築費には含めず、LPガス事業者が配管の所有権もったままで、LPガス供給を行う特徴があり、工務店・LPガス事業者・家主の関係は以下のとおり。

	配管工事費	配管所有権	それぞれの立場から見た特徴
工務店・建設業者	—	—	・住宅建築費を安くできる
LPガス事業者	○	○	・配管工事を行った住宅のガス供給契約を確保し易くなる ・ガス業者切り替えを抑制できる（切り替えを求められた際は、配管工事費を請求）
家主	△ ※一部基本料金としてLPガス事業者に回収されている面あり	—	・配管工事費を負担せずにLPガスを利用できる

## 「貸付配管（無償配管）」という商慣行とその問題について（2）

- 貸付配管は、かつては、家主に告知されないままに、工務店・建設業者とLPガス事業者との間で仕組まれ、家主がガス事業者切り替えをしようとする、突然、高額な配管工事費を請求するという行為があった。
- この様なLPガス事業者の主張は、裁判などによって否定されたため、平成11年に経産省が「流通アクションプラン」を作成し、それに基づき、業界が「LPガス販売指針」を策定。契約の時に配管の所有権がLPガス事業者にあることを明示する（※）ことを規定する（家主との間で事前の合意を取り付ける）ことによって、現在に至っている。  
 ※（1）宅建法に基づく不動産業者の告知義務事項  
 （2）液石法に基づく書面記載事項

### 【貸付配管が及ぼす影響】

- ① ガス業者切り替えが抑制されることにより、ガス事業者間が競争制限的となるおそれや、料金の不透明性、家主とのトラブルといった問題が生じるおそれがある。
- ② 解約時の貸付配管の清算について、家主側が支払いを拒否することがあり、これまで多数の訴訟事件が発生している。

## 【参考】貸付配管（無償配管）/無償貸与の是正に向けた取り組みの経緯

昭和の時代	商慣行の広がり、消費者トラブルの顕在化 当時の無償配管は、建物購入者には告知されていないことが多く、LPガス事業者を切り替えようとしたときに、初めて無償配管であることを告げられ、解約の際に配管買取のために、不当に高い配管費用を請求されたりと、LPガス事業者と消費者との間でトラブルが発生していた。
平成9年4月	液石法施行規則改訂 消費者とのトラブルを予防するため、情報提供することを義務化。（消費者に渡す14条書面に、配管、ガス機器等の所有権の所在や、費用負担、精算方法の明記を義務付け。）
平成11年6月	公正取引委員会によるLPガスの取引慣行の調査結果（建物所有者に告知されない無償配管の是正勧告） ➤ 無償配管の所有権については、不動産に附合する物の所有権に関する民法の規定により、原則、建物所有者にあると考えられ、例外的には、建築業者が、住宅の売買基本契約の際の重要事項説明において、配管の所有権がLPガス業者にある旨を説明し、住宅購入者の理解を得た上で、それを明記した書面を交付していることが求められる旨見解を示した。 ➤ 無償貸与については、ガス業者が建築業者に対して、業界の商慣習に照らして不当に高額なものを無償提供することによって、顧客を獲得する場合は、不公正な取引方法として独禁法上の問題を生じる可能性がある旨指摘。
平成11年10月	経済産業省による流通アクションプラン（LPガス業界への無償配管撤廃の検討を要請） 建物と消費配管は、付合関係にあることから、LPガス事業者が配管所有権を主張することは通常不可能であり、LPガス事業者は配管所有権を主張できない、と見解を示し、無償配管の見直しの検討をLPガス業界に求めた。 なお、例外として、弱い付合の場合において、重要事項説明時に説明書に明記し、かつ明確に説明して、消費者の家屋取得に先立ち、消費配管は別売りで所有権は販売業者に帰属していることを消費者に認識させる措置を講じている場合は、所有権を得ることができると示唆していた。
平成12年9月	LPガス販売指針の策定（全国LPガス協会による業界自主ルール） 家主との間で配管の所有権がLPガス業者にあることが合意され、14条書面等において、利用料や途中解約の条件が記載されている場合は、所有権に基づく費用の請求ができる旨記載。以降、無償配管は、契約化（「貸付配管」と呼称）が進展。
平成28年2月～5月	資源・燃料分科会 液化石油ガス流通ワーキンググループ 都市ガスや電力の小売り自由化の動きを背景に、LPガスの料金透明化・取引適正化を議論。料金に上乗せされている配管費用や無償貸与と機器の費用を消費者に明示する三部料金制等を提言。料金の公表等を求める、取引適正化ガイドラインを策定。
平成28年3月 令和3年 6月	国交省から不動産業界団体への情報提供依頼（賃貸集合住宅の場合、不動産屋が入居検討者にLPガス業者名と連絡先を伝える） 国交省・経産省から業界団体への賃貸集合住宅物件のLPガス料金の情報提供依頼（入居検討者にその物件の料金を提示）

## 貸付配管に関する訴訟の動向

- 解約時の貸付配管の清算について、消費者側が支払いを拒否することがあり、これまで多数の訴訟事件が発生。そのような訴訟において、**重要事項説明書での配管所有の記述や貸付配管の契約書による合意、14条書面での説明があっても、LPガス会社に配管所有権が認められる判決事例は少ない**のが実態。
- 判決文では以下の観点を示されることが多く、物理的・機能的に**配管は建物と強く付合しているため、民法242条により、建物所有者が配管の所有者**であるという結論となっている。LPガス会社の配管所有権を認めない結論から、解約時の消費者への請求も認めず、**敗訴になる事例が多い**。
  - ① 配管は床下や壁の中に設置されているため、容易に撤去できず、建物と一体となっており、配管は独立性を失っている
  - ② ガスは生活インフラであり、建物に不可欠な機能である
  - ③ 撤去した配管は再利用できず、価値がなくなるため、撤去することは社会経済的に意味が無い
- 配管所有権が無いとしても、配管設置費をLPガス会社が負担したことを以て、消費者に請求することは認められるべきとの主張がLPガス会社からあるが、その**請求は建設会社にするべきであり、消費者にするべきではない旨の判決**が示されている。
- **LPガス会社に配管所有権があることを前提とした貸付配管は司法に否定されているような状況。**

### 民法242条

不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。  
ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

※学説上、但し書の適用は、「弱い付合」と判断されるときだけとされており、裁判所は学説を踏まえた判決をしていると考えられる。  
民法第242条は強制法規であり、消費者と事業者の間の合意で、適用を変えることはできないとされている。

## 無償貸与・貸付配管問題の課題解決に向けた論点

- 顧客を獲得するために、LP事業者間の過当競争に陥っており、その勧誘費用がLP料金に反映されることで消費者の不利益につながっているのではないか。
- 現在の商慣行を見直すとともに、制度改正も含めた議論を行う必要があるのではないか。

### <論点(案)>

- 消費配管やガス機器等については、基本料金や従量料金と分離し、物件所有者（戸建て住宅であれば居住者、集合住宅であればオーナー）が適正な対価を払って、所有権を有する契約としてはどうか。  
※支払いの方法は一括購入や分割購入等、物件所有者とLPガス事業者の間で調整。ガス機器等をLPガス事業者からリースする場合は、顧客と適切にリース契約を締結。
- 賃貸集合住宅への導入設備等の投資に対して、LPガス事業者が費用回収をする際には、入居者のLPガス料金とは別に、オーナーもしくは不動産管理会社と導入設備等の費用回収・メンテナンス実施等の契約を締結してはどうか。
- 配管工事を建設会社からLPガス事業者に発注された際には、建設業者に対して適切に請求してはどうか。

以上、エネ庁資料抜粋

## 取引の適正化問題への今後の対応について

- 取引の適正化問題への対応は、LPガスが消費者の方々に選択されるエネルギーであり続けるためにLPガス業界として極めて重要であると認識しています。
- これまでも、「LPガス販売指針」の周知・徹底等を行ってまいりましたが、先述の実態調査の結果にもあるような近年の状況を踏まえて、さらなる対応が検討される場合には、以下の3点を十分に考慮の上での検討をお願いします。
  - 1 公平性: 大手、中小のLPガス販売事業者が適切なルールのもとで競争できること。
  - 2 実効性: LPガス業界だけでなく不動産関係業界とも連携した対応が必要であること。
  - 3 安定性: 現行の制度下での取引をいたずらに混乱させないこと。

全L協資料

## 第1回会合 出席者の主な意見

(発表の議事録ではなく本紙纏め)

### ★定光部長(冒頭挨拶)

○取引適正化指針作成後も過剰な設備貸与、リベートの提供等の実態が行われており、まだ改善の余地がある

○山田全L協会長が業界紙の年始インタビューで「業界は襟を正し新たな商慣習を行う“自立元年の年”とする」とあった。取引適正化を進め消費者に信頼されるエネルギーとなるよう見直しを進める

### 【委員の意見】

#### ★消費者代表1

○無償貸与問題が消費者の不利益となっていることは明らか。エネ庁調査によると事業者の6割が「負担したことがある」との結果があり、知らずに消費者が負担している例は多いと思う。三部制料金を明示している事業者は殆どないように感じる

○消費者は入居後、LPガスの情報を知る。「6.1ルール」後1年半が経つが、改善されていない。がどの程度実効されているか、国交省と経産省は実態調査をして欲しい

○提示案のガス料金と配管設備費の完全な分離には賛成

○当団体はこれまで、消費者に分かりやすい料金体系の提示を訴えてきた。公取委に対しては商慣習の実態調査を訴えている。消費者保護の視点から商慣習の見直しと関連省庁間のスピード感をもった連携を求める

○無償配管も何も分からず、償却分を上乗せした料金を支払うのであれば被害者といえる

#### ★弁護士(WG提出の意見書に沿って説明)

○集合住宅の入居者が(ガス自由化にもかかわらず)選択できないことは極めて問題。オーナーの責任で入居者前に料金を明示すべき。明示しない場合は(罰則)規制を設ける、くらいに強化しないと問題解決は無理

○業界主導の新たなルール作りには限界がある。公取委が間に入り、賃貸業者の行為を規制しないと進まない

○業界は過去10年の切替による不当利得分を請求して、集合住宅の切り替えを止めさせるべき

#### ★事業者代表1

○消費配管問題は敗訴事例が多く判例を詳細に調べるべき

○消費者契約法に基づく違約金の妥当性とは

○付合を理由とする貸付配管の所有者の否定に関する疑問①消費設備の設備投資は数億円規模になるため事業者の多くは配管を資産償却している。付合により所有権が無くなると資産では無くなるため経理上の問題が生じる。裁判所はどのように考えているか知りたい。②消費配管の売買契約について。液石法に基づき所有権の移転が必要となれば、日常的に行われている配管の売買行為はどのように考えれば良いのか。大混乱を招くのではないか

○是正提示案に異論はないが、実態を踏まえた検討を行うべき

#### ★事業者代表2

##### 〈賃貸問題〉

○顧客獲得費用が嵩み経営課題にもなっている。現状の競争の中で得をするのは不動産業者や大家だけならばLPガス業界で一致団結できる

○一方「抜け駆け」「掻い潜り」などが起こってくれば、「なし崩し」となる可能性もある

○法的規制もあり得るし、公取委と経産省の対応が期待される

##### 〈戸建問題〉

○訴訟判決では戸建消費配管所有権は「付合」がトレンド。建物から外せないため、消費者勝訴の傾向に。「給湯器・エアコン等」は別だが「消費配管付合」は当然か

### ★消費者代表 2

- 北海道生協の意見に同意
- 3部制料金の採用が進まないのはLPガス業界の問題。業界が自主対応ではできないのだから、法的規制が必要
- 消費者が戸建訴訟に関わることで自体が問題、との認識が必要。「消費者を脅す行為」と同じ。業界として問題を考えるべき
- 相談件数は電力が増加し、LPガスは減少しているが、ブローカー勧誘によるトラブルの防止、HPトップで平均的料金を掲示、料金内容の説明等でイメージアップを
- 「賃貸集合住宅は料金が高い」との指摘・相談は多い。ガス料金が比較検討できるよう平均価格をHPで掲示するべき。「愛されるエネルギー」となるように努力を

### ★事業者代表 3

- 電力・都市ガスが垣根を越えた競争が始まる中、LPガスは後ろ向きな競争状態にある。選ばれる業界となるべく改革に尽くす

### ★事業者代表 4

- 論点は、
- ①大手だけではなく、中小事業者も公平に競争ができる新ルール策定が必要
- ②設備等への投資が課題になり過ぎているため、不動産事業者への規制等実効性のある規制が必要
- ③(設備条件を抜く新ルール適用問題に対して)現状規制の14条書面等の既存契約で安定的な取引を行っているエリアも多い(トラブルが起きていない地域の多さ)が、新ルールが必要になったと認識している。新ルール適用・移行には、十分な配慮が必要
- ④3部制料金を論じるのは非常に難しい。現在の基本料金に何が含まれているのかも事業者により異なる。(3部制の議論は様な視点があり)エネ庁は「基本料金」等の費目を明確にして欲しい
- ⑤今後の審議にあたり、(多くの事業者が存在す

るため業界での認識の共有化を図るなどの)周知時間が掛かる。次回会合4月予定を5月以降として欲しい

### ★識者

- 「賃貸集合住宅」は消費者(が不利益となる)問題。「戸建」は切替えられた事業者(が不利益となる)問題。(今回は)前者を中心に議論すべき。多くは大都市圏や大手の問題なのに長年抱え続けてきた。早急な解決が必要
- 業界は議論を引き延ばすことを止めて欲しい。業界の責任大きい。国交省、経産省は、実態調査の上、問題のある事例は公表すべき
- (これら問題を全て解決するまで)数年かけてでもWGは事態をチェックしていくべきだ

### ★事業者代表 4

- 議論をいたずらに引き伸ばし問題を先送りする考えは全くない。公平・公正な競争ルールと実効性のある対策を望む。真面目な中小零細事業者の権利が阻害され無いよう、そのことも考慮して欲しい。(特に賃貸集合住宅問題の)当事者は大手150者程度であり、これらの取引問題の是正がまず重要だ

### 《ジャーナルの視点》

これらの議論から、今後の新ルール策定における視点を考えてみた。

### 【賃貸集合住宅問題、3部制料金の効果等】

- ①3部制料金について、優越的地位のオーナー・不動産管理会社から許諾を受け設備料金としてガス料金と共に併載できるかどうか。「同意を得なくても規制化により実行しなければ罰則があるので記載せざるを得ない。後日帳簿等から虚偽であることが分かった場合も同様」というような制度ができるのかどうか②基本料金の定義・認識すら相違があり設備料金を外出しする体系はリース料金等で実際にあるが、賃貸物件での透明化に役立つかは不透明。また同じ競争条件として消費者が選択できるものとなるのかどうか③LPガス業界の大方の見方。大手事業

者は、卸として戸建切替は困難だが、賃貸集合なら投資が可能で、限られた競争市場として継続してきた。入居者の不利益が大きいことは明らかで、LPガス業界でも疑問視する声は多い。公取委が個別事例でも摘発してこなかったこと自体、行政の不作为であり、この問題を拡大してきた必要な問題点。よって、数多くの規制を持ち、消費者団体を所管する消費者庁が、具体的事例を摘発、公表することで、公取委を動かしてはどうか

〈結論〉少なくとも賃貸集合住宅は「10㎡設備費込み料金が各地域で誰でもすぐ検索できるようにする」ことが必要ではないか。行政はそのための環境整備を検討し補助金を付けるべきではないか

【戸建問題】

戸建訴訟での従来の事業者／旧事業者敗訴の傾向は事業者間の問題であり、消費者も関係する問題として考えることに妥当性は無いのだろうか。戸建のLPガスは建築業者等との取引を前提に消費配管の施工・後日施主からのガス代金による回収方法で普及した。LPガス事業者のガス供給権獲得と大工、ビルダーの取引住宅価格の低減効果の利害一致の商慣行が存続した一つの理由。建物施主の支払い負担軽減・簡易な導管敷設を可能とした側面もありLPガスの急速な発展にもつながる。切替問題は、通常、現在も殆どの戸建施主が、ガス事業者変更後に受ける旧事業者からの残存簿価請求に対して、自ら支払うか、切替えた事業者／新事業者が支払って問題は収まっている。

しかし関東を中心に、請求に対して「支払わない」意向を示す施主が増え、訴訟に至り易くなった。司法判断は建設時配管代を支払っていない施主が残金を免除され勝訴する傾向にある。戸建切替問題の責任は、消費配管等(給湯器等含むケースもある)の建築時未払いや、事業者変更時の残金の存在を認識している施主自身が新事業者のアドバイスに従い訴訟を受け入れること、また、切替投資にもかかわらず残金を

肩代わりせず訴訟に持ち込ませるよう仕向け、ブローカー手数料以外の投資で済ませる切替側にあることは当然エネ庁でも認識している。一方、関東以外は、このような事態に至るケース余りないことで、既存契約の見直し時の配管代残金の設定、償却後のガス料金、などもありルール改正をすんなり受け入れられるかという背景がある。今回の規制見直しの根本は施主も切替業者も「現業者が支払い配管代の残金を意図的に支払わないことができるようになった」ことが背景にある。

今回、LPガス小売取引から設備を除外し、貸与配管を認めなくするのであれば、関係する全ての行政は、記者会見を開き、現行ルールの意義と今後の具体的対応方法、新ルール適用の配管売買契約、同給湯器等設備売買契約の内容について公表すべきではないだろうか。さもなければ、無風地域で利得ある消費者や切替行為が飛び火することになる。賃貸問題もそうだが、入居者であれ、事業者であれ、弱者を救済する視点が無ければ、いつまでも問題の本質は変わらない。誤魔化し、抜け駆けは必ず出てくる。問題の全てを明らかにして、業界、消費者行政が一体となった改革に向かうことを宣言して欲しい。

液石流通 WG

(敬称略)

WGメンバー		
(座長)有識者	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
有識者	柴崎栄一	栄総合法律事務所所長
業界	高橋宏昌	テーエス瓦斯(株)社長
業界	豊國浩治	(株)TOKAI ホールディングス常務
業界	中田みち	(株)トーエル会長
業界	吉田恵一	日本瓦斯(株)専務
消費者	浦郷由季	(社)全国消費者団体連絡会事務局長
消費者	林 弘美	(公社)全国消費生活相談員協会 エネルギー問題研究会代表
オブザーバー		
橘川武郎		国際大学副学長
吉田 栄		日本LPガス協会専務理事
村田光司		(社)全国LPガス協会専務理事
嘉村 潤		(財)エルピーガス振興センター専務理事
第1回発表者		
川原敬伸		北海道生活共同組合連合会専務理事付
(社)全国LPガス協会		